

京大広報

No. 362

京都大学広報委員会



国際交流センターの看板をかける西島総長及び
初代センター長の河合学生部長

—関連記事本文 564 ページ—

目次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 京都大学国際交流センターの 設置と開所式 | 564 |
| 部局長の交替等 | 564 |
| 年末年始の火災予防と 特別防火演習 | 564 |
| 昭和64年度大学入学選抜 共通第1次学力試験の実施 | 565 |
| 昭和63年度京都大学市民講座 「みち」講演要旨Ⅲ | 565 |
| 外国人学者・留学生懇親会 | 567 |
| 公開講座 農学部・木材研究所 「木の文化と科学」 | 567 |
| <紹介> ウイルス研究所 附属ウイルス感染動物実験施設 | 567 |
| 討報 | 569 |
| 日誌 | 569 |
| <随想> 文科系と理科系 名誉教授 梅本 堯夫 | 570 |

〈大学の動き〉

京都大学国際交流センターの 設置と開所式

京都大学国際交流センターの開所式が、去る12月1日西島総長はじめ部局長会議構成メンバー、関係教官及び事務局関係者多数の出席をえて行われた。

同センターは、かねて懸案となっていたものであるが昭和61年9月以降その設立について鋭意検討が進められ、漸く12月1日をもって学内措置により開設する運びとなった。当面、同センターは、留学生の日本語教育あるいは修学・生活上の

相談指導業務を中心に行うこととなるが、行く行くは法令上認められた施設として発展させ、国際交流の推進を図るための拠点として整備して行く方針である。

なお、初代センター長に河合隼雄学生部長が就任した。

部 局 長 の 交 替 等

学生部長

河合隼雄教育学部教授（臨床教育学）が12月7日学生部長に再任された。任期は昭和64年12月6日までである。

年末年始の火災予防と特別防火演習

本学教職員並びに学生諸君には、日頃から火災予防にご協力を願っているが、年末年始の火災多発期を控え、この機会に、一人一人が防火についての認識と理解をなお一層深めるようお願いしたい。また、消防署による本年の立入検査の結果、電気器具のコード等の破損、ガス器具とガスゴム管との接続部の不備、高圧ガスボンベの転倒防止措置の不備、廊下等避難経路上の不備、喫煙管理の不十分等種々の不備事項を是正するよう指示されている。それぞれの場においてこれらの是正指示事項に留意し、防火管理の強化及び消防用設備の点検等を実施のうえ、早急に改善されるようお願いする。

本学には、学内の火災事故に備えて、自衛消防団が置かれているが、本部地区自衛消防団による恒例の年末特別防火演習を12月23日（金）午後1時30分より実施する。当日は、学生部の協力により学生部2階から出火したものと想定し、通報、連

絡、初期消火、避難、誘導、救出、物品搬出等一連の総合訓練を行い、自衛消防団の消防車による活動のほか、左京消防署からも数台の消防車が出動して、合同の消火訓練等を行う。なお、宇治地区では11月30日（水）に実施済みであり、病院地区では12月21日（水）に実施予定である。

（経理部）



宇治地区自衛消防団による消防訓練（11月30日）

昭和64年度大学入学者選抜共通 第1次学力試験の実施

昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験は、昭和64年1月21日（土）と22日（日）の両日に実施される。

このため本学では1月20日（金）及び21日（土）の授業が休止される。

本学に協力する大学は、昨年度と同様に京都府立医科大学である。

試験の概要は、次のとおりである。

| | |
|-------------|--|
| 1. 日時と教科 | |
| 1月21日（土） | 国語（13：00～14：40） 理科（15：30～16：30） |
| 1月22日（日） | 数学（10：00～11：40） 外国語（13：00～14：40） 社会（15：30～16：30） |
| 2. 試験場と志願者数 | |
| 北部構内試験場 | 895人 |
| 教養部構内試験場 | 3,346 |
| 本部構内試験場 | 3,346 |
| 南部構内試験場 | 791 |
| （医学部・薬学部構内） | |
| 京都府立医科大学試験場 | 372 |
| 合計 | 8,750 |

昭和63年度京都大学市民講座「みち」

講演要旨Ⅲ

紛争解決の多様な途

法学部教授 谷口安平

人間社会には小は兄弟喧嘩から大は国家間の戦争に至るまで紛争の例に事欠かない。紛争はその社会にとって一般に好ましくないものであり場合によっては社会の分裂や崩壊の危機をもたらす。そこであらゆる社会には紛争を予防し起こった紛争は解決するように自営本能的な力が働いていると言われる。「社会あるところに法あり」という格言はそのような本能的な作用として法律や裁判所があることを示唆していると考えられる。しかし、どのような社会においても法律によって裁判所へ訴えることだけが紛争解決の手段ではない。その他のいろいろな紛争解決の途の可能性を探り、それらが「法」とどのように関わっているのか、日本社会はその点で諸外国と異なっているのか、といったことを考えてみたい。

紛争はどのようにして起こるのかを考えること

によってその解決の途を探ることができよう。紛争が起こるためにはある人が何らかの不満を持つこととその不満を向けるべき相手方があることが必要である。同じ状態にあっても不満を感じる人と何とも思わない人がある。何とも思わなければ何事も起こらない。不満を感じてもそれを向ける相手がないこともある。例えば現在の世界情勢についての不満などはこれに属する。相手があっても人によっては泣き寝入りするかも知れない。相手に対して不満を表明し是正を求めため何らかの抗議行動を起こしその結果が他方に不利益であるという事態が紛争の発端である。他方がこの不利益を甘受せず反対行動に出たにもかかわらず抗議行動をやめない場合に紛争が発生する。この段階まで発展するのは多くの場合双方の行動基準の間にずれがあるからである。日本社会では紛争発生までのいずれかの段階でそれ以上の発展が食い止められることが多い。例えば相手に不満を抱かせないように配慮して紛争を避ける努力が行われる。しかしそのような努力が報いられるのは相手も同じ価値観と行動基準をもっているからにほかならない。

いったん起こってしまった紛争を解決するための手法は紛争が起こる原因と対応関係がある。紛争がなくなることを紛争の解決と言うことができるとすれば、紛争当事者の双方あるいはいずれか

一方が紛争行動をやめることによって紛争は解決することになる。一方が諦めてしまったためにそのまま解決に至ることもあるが、多くの場合当事者間で紛争解決のための努力がなされる。そのような努力は、(1) 当事者のみで行われる場合と、(2) 第三者の助力をえてなされる場合とがある。後者はさらに、(a) 当事者間の合意による解決を目指す場合と、(b) 第三者による拘束力ある裁定を求める場合とに分かれる。任意か強制かの違いはあるがいずれも当事者間の行動基準の衝突を回避するための活動と見ることができる。つまり、(1)と(2)(a)は共通の行動基準を自ら見いだそうとする努力であり、(2)(b)はこれを諦めて他人の判断に依存しようとするものである。

「社会あるところに法あり」は「社会あるところに裁判あり」と言い直すことができる。社会に政治権力(国家)が生まれると秩序維持のために強制力のある裁判制度を作る。これは上記の(2)(b)にあたるが、一方当事者が裁判を望む場合には他方当事者はその政治権力に服している限り否定なしに裁判の場に引き出され判決を受けなければならない。裁判のありかたは原始的なものから始まって今日までいろいろな変遷を経ているが、それが押し付けられるものであるだけに何らかの客観性の外観をとることによってその正統性を示そうとする。古代の神による裁判、例えば盟神探湯(くがたち)はその例である。現代の裁判では「法による裁判」の原則がとられる。つまり、判決のための判断基準が予め客観的な法律という形で制度化されている。しかし、すべての紛争が裁判に持ち込まれる訳ではない。上記の(1)や(2)(a)の方法も可能である。(1)は当事者間での単なる「示談」であるが、(2)(a)は「調停制度」や「斡旋制度」として制度化されることがある。また、(2)(b)は国家によって強制的におこなわれる裁判制度だけでなく当事者間の合意に基づく「仲裁制度」として制度化されている。

日本では裁判に訴えて紛争を解決することが比

較的少ないと言われている。確かに民事訴訟の数は多くの先進諸国と比べて圧倒的に少ない。また裁判に関わる弁護士や裁判官の数も圧倒的に少ない。日本人の間では紛争が起きても何とか話合いで解決できる自信があるとみえて契約書もあまり詳しいものを作らず「争いが起きたら誠実に話し合って解決すること」という条項を入れて安心している。これは先に述べたように互いの行動基準について暗黙の了解があることによると思われる。さらにまた、日本では上記の(2)(a)の型の制度が多く作られて機能している(いろいろな調停・斡旋制度)。これらの現象は日本では紛争解決における法の役割が比較的小さいことを示している。「出るところへ出て法律によって黒白をつける」といったやりかたは好まれない。このような傾向を「前近代的」で「遅れた」ものと見るのが戦後の一般的な考え方であった。しかし今日では日本の社会風土の中で機能しうる一つのシステムとして肯定的に評価する見方が有力になってきている。

しかしながら、最近の著しい社会的・経済的展開に伴う価値の多様化と行動基準の複雑化は紛争のあり方とその解決方法にどのような変化をもたらすであろうか。公害訴訟や薬害訴訟など新聞紙上を賑わす訴訟が数多く起こされて裁判が社会的に重要な紛争の解決手段としてよく用いられるようになったことは疑いない。ここでは「法」が衝突の解決基準として重要な役割を与えられている。また、外国との取引との関連では日本の企業も「日本式」でない紛争解決法を採用せざるを得なくなっており社会一般の国際化とともにこれが国内的にも一般化する可能性もある。しかし、数年前に「鈴鹿の隣人訴訟」に見られたように訴訟に対するアレルギーもなお強い。他方、外国に目を移すと訴訟一点張りだったアメリカを中心に訴訟以外の調停的紛争解決方法が模索され実験されているという興味深い動きを見ることができる。訴訟は例外だった日本と訴訟が原則だった諸外国は徐々に合一化の方向に向かっているのであろうか。

(10月29日)

外国人学者・留学生懇親会

恒例の外国人学者・留学生懇親会が12月9日（金）午後6時から、京都グランドホテルで開催され、外国人学者、留学生、教職員、招待者、約900名が出席した。

懇親会は最初に、西島総長の挨拶があり、河合学生部長の発声による乾杯で始まった。インドネシア、タイの舞踊や中国の太極拳や各国の歌が披露され、午後8時過ぎに閉会した。



インドネシア留学生による歌とおどり

<部局の動き>

—公開講座—

農学部・木材研究所

「木の文化と科学」

農学部林産工学教室と木材研究所は合同で11月12日と19日の両日、午前10時20分から午後4時30分まで農学部大講義室において、公開講座「木の文化と科学」を開催した。

この講座は、一般市民を対象として、文化と科学の両面からみた木材と紙についての基礎知識と

最近の研究成果を分かり易く解説することを主眼としたものであり、56名が受講した。講義題目と講師は次のとおりであった。

古代の人々と木のかかわり
紙の歴史と木材
京の伝統と木材抽出物
生活の中での木の使い方
木に材料の原点をみる
木材からの魅力ある複合材料と未来材料

伊東隆夫
村上浩二
佐藤 惺
野村隆哉
佐道 健

白石信夫
(農学部・木材研究所)

<紹介>

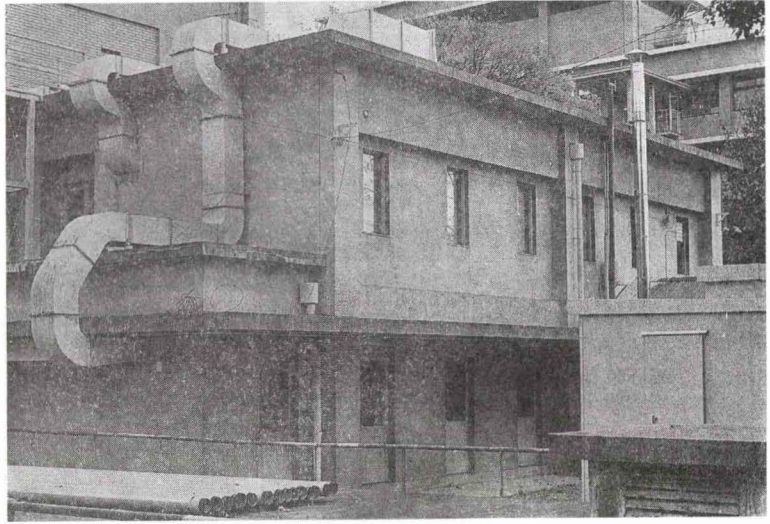
ウイルス研究所附属ウイルス 感染動物実験施設

近年、動物実験の重要性が認識され、医学部や医系の研究所には動物実験施設が整備拡充されてきた。その一環としてウイルス研究所にもウイルス感染動物実験施設が昭和53年4月に、ウイルス研究所附属の2番目の施設として発足した。本施設は、施設長（兼任）、専任教官としての助手1

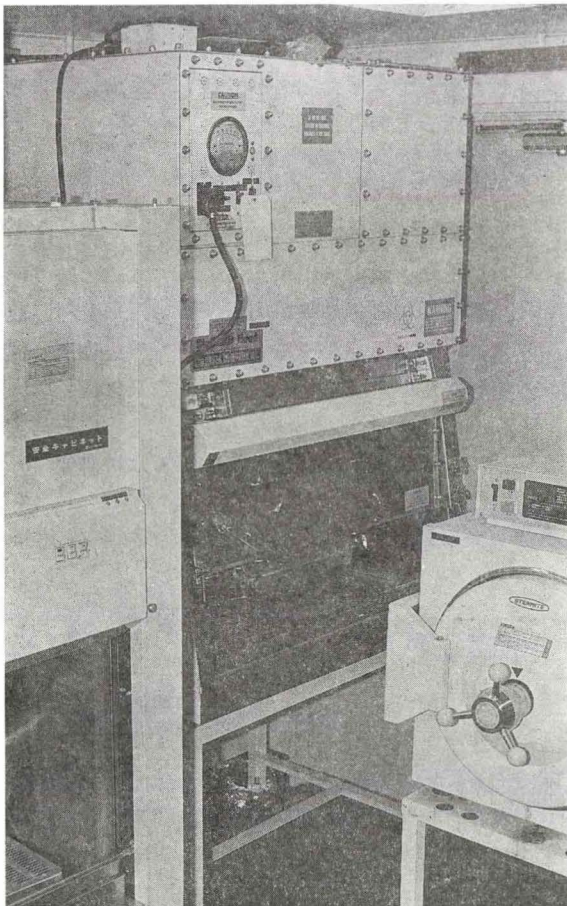
名、非常勤職員2名により運営されている。施設利用の現状は、ウイルス研究所内の各部門の必要に応じて飼育室を貸与し、ケージ類の洗滌滅菌や給水作業を中央サービス方式で行う共同利用施設である。

現在、京都大学には、動物実験関連の施設はウイルス研究所のほか、医学部や胸部疾患研究所にも置かれているが、ウイルス研究所附属施設の場合は、ウイルスの感染実験を目的として設置されたユニークなものである。当施設は、昭和42年に

完成した動物飼育の専用棟を中心に運営されており、クラスIIレベルの感染実験を目的とした構造の飼育室が1階に8室ある。この8室は、フィルターで微生物を除去した空気を送り、再びフィルターで微生物を除去した上で屋外に排出する構造に作られている。この室からの汚染物は、両面ドアの大型オートクレーブで完全滅菌された後、搬出できる構造になっている。2階には、京大では最初のP₃レベルの動物実験室が設置されており、組換えDNA関連の動物実験が行われている。又、癌関連の研究に利用されている



ウイルス研究所附属感染動物実験施設の動物飼育専用棟



P₃ 動物飼育室内のクラスII
安全キャビネットと高圧滅菌装置

スードマウスの飼育設備がP₃実験室と一般動物飼育室に設置され、癌細胞の移植実験や発癌実験における腫瘍原性の検討に利用されている。

当施設において行われてきた主な研究のテーマとしては、いろいろな腫瘍ウイルスによる発癌機構の検討や、ヒトに対し病原性のあるウイルスの動物による実験、各種実験動物におけるウイルス感染に対する免疫応答の研究などがある。発癌機構の研究においては、癌が個体での現象(病気)である限り、分子レベル、ウイルスレベル、細胞レベルでの研究の後、必ず動物個体における検討が必要となり、実験動物を利用した実験が行われる。当研究所では、古くからマウス白血病ウイルスの研究が行われてきた。その研究に利用されている白血病好発系SLマウスは純系マウスとして兄妹交配により当研究施設において、既に約30年100代以上にわたり継代維持されており、日本全国だけでなく広く外国へも配布されている。

ウイルス研究所では、昭和62年にがんウイルス研究(大)部門、同63年に免疫不全ウイルス研究施設が新設され、ヒトに強い病原性を有するヒト白血病ウイルス(HTLV)や、エイズの病原ウイルス(HIV)の研究も盛んになり、それらに関係する動物実験が、いろいろと計画されつつある。エイズやヒト白血病関連の動物実験を安全に行うため、ウイルス研究所附属ウイルス感染動物実験

施設では、動物飼育室の増築計画が具体化しつつあり、将来P₃及びクラスⅢレベルの飼育室が新棟の建設と共にその地下に設置されることになっている。

近年、大学における動物実験が量から質の問題に発展し、より高度な設備と管理体制が必要となってきた。特に、その運営面には問題点が山積している。これらの難題はウイルス研究所固有のものではなく、同様の施設を持つ機関の共通の問題となりつつある。

(ウイルス研究所)



ウイルス研究所で100代以上兄妹交配にて継代されてきた白血病好発系 S L マウス

訃 報

森 清 (本学名誉教授)

11月30日逝去, 74歳。昭和14年本学文学部卒業, 39年

本学教養部教授就任, 49年北海道大学教授に配置換, 53年退官。62年勲三等旭日中綬章。専門は英文学。

日 誌
(1988年11月1日～11月30日)

| | | | |
|-------|--|-----|---|
| 11月6日 | インドネシア共和国 Bachruddin Jusuf Habibie 研究技術担当国務大臣外19名来学, 関係教官と懇談 | 16日 | 同和問題委員会 |
| 7日 | オーストリア共和国 Graz 大学 Christian Brunner 学長来学, 関係教官と懇談 | 22日 | 評議会 |
| 〃 | ペネズエラ共和国 Simon Bolivar 大学 Marcelo Guillen 学長来学, 関係教官と懇談 | 〃 | 大学院審議会 |
| 11日 | 在本邦インド大使館 A.G. Asrani 特命全権大使外1名来学, 総長と懇談 | 24日 | スウェーデン王国 Goteborgs 大学 J. Nilsson 学長, Stockholms 大学 I. Jonsson 学長来学, 総長及び関係教官と懇談 |
| 〃 | 経済協力開発機構教育研究革新センター Alan Wagner 主任調査官外3名来学, 総長及び関係教官と懇談 | 25日 | 防火委員会 |
| 12日 | フランス共和国 Pasteur 研究所 Maxime Schwartz 所長外3名来学, 総長と懇談 | 〃 | 環境保全委員会 |
| | | 26日 | 名誉教授懇談会 |
| | | 28日 | 学位授与式 |
| | | 〃 | アイルランド共和国 Dublin 工科大学 D. O'Hare 学長来学, 総長と懇談 |
| | | 29日 | 名誉教授称号授与式 |

(おわび)

前号 (No 361) に掲載の岡本 一名誉教授の随想について、字句等の修正が不十分であったことから、執筆者

の真意が十分に伝わらなかったことをおわびいたします。

